

# 業務委託仕様書

## 1 事業名

普通河川蛸谷川除草等業務委託（右京区京北中地町蛸谷口他）

## 2 業務の目的

「普通河川蛸谷川」に関して、国道 477 号線に架かる蛸谷橋辺りで、流水を阻害する支障となる草や雑木が存在する。これらの影響により降雨時には溢水する危険性を有しており、早急に除去する必要がある。本業務では支障物を取り除き、通水機能を確保しつつ、河川美化の向上を図る目的で作業を行うものである。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 1 月 7 日（金）まで

## 4 履行場所

【普通河川蛸谷川】

右京区京北中地町蛸谷口他（別紙箇所図・詳細図参照）

## 5 業務範囲

【上流側】

蛸谷橋から上流へ 13m、一般市道蛸谷口線の道路横断橋までの区間

【下流側】

蛸谷橋から下流へ 24m、落差工までの区間

## 6 業務内容

### 【上流側】

写真に示した範囲の除草を行う。実生の樹木も除草の対象とする。なお、左岸側に柿の木が生えているが、これは対象外とする。

一般市道蛸谷口線と蛸谷川右岸側路肩部分も除草対象とする。



作業導線は右岸側の一般市道蛸谷口線とする。

【下流側】

写真に示した範囲の除草を行う。実生の樹木も除草の対象とする。側面から伸びたツルが河川から越境をしているが、越境分を含めて対象範囲とする。

作業導線は左岸側とするが、不陸があるため、車両乗入れに難がある。



【上流側】・【下流側】とも底面と両側面の三面張から生えている雑草等を取り除く。取除いた草等は受託者にて適正に処分をする。

今後、蛸谷橋下に堆積した土砂を浚渫していく予定である。このため本教務では、この橋の上流側下流側それぞれで堆積厚を確認して報告をする。堆積厚確認は掘削や探針等の方法指定はなく、受託者の方策に委ねる。結果は追って発注者へ報告をする。

## 7 見積項目

除草等作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分材の費用、諸経費などを必要に応じて計上する。

## 8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

[https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702\\_11-sekkei-word.doc](https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc)

2. 請求書

[https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13\\_1seikyusyo.xls](https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyusyo.xls)

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

## 9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消

耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。
- ・ 作業で生じた除草や落葉以外に、散財するごみや不法投棄物は受託者の処分とする。

#### (安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。  
なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

#### (工程)

- ・ 周辺の関係者への周知を行う都合上、実施予定日が確定した際は、1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業実施の1週間前を目途に前後100m程度に作業の予告看板を設置すること。看板は飛散しないよう固定をする。
- ・ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 周辺の地形上、降雨の強さ如何では流入水で作業に影響を及ぼす可能性がある。事前に天気をチェックし、無理のない工程とすること。

#### (その他)

- ・ 作業で生じた刈草や落葉等は現地に仮置きをせず、刈取りした都度に搬出をする。
- ・ 気象状況により水路内の水かさが増している場合がある。作業に当たっては前もって気象状況を把握すること。る。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、メール等にて本市担当者に提出すること。
- ・ 作業時は隣接する道路の通行車両の妨げにならないよう注意及び対処する。

- ・一般市道蛸谷口線の北側では林業を営んでおり、状況下では車両の出入りが発生する。  
このため、林業導線は妨げないよう作業時は林業関係車両の通行に配慮をする。

業務委託箇所図 (右京区京北中地町蛸谷口他)



複製転載



業務委託箇所  
(右京区京北中地町蛸谷口他)

京北左京山間部  
土木みどり事務所

佐々江  
下中線

佐々江  
京北線

京都  
京北線

佐々里  
井戸線

京都  
広河原  
美山線

久多  
広河原線

上黒田  
貴船線

京都市

162

477

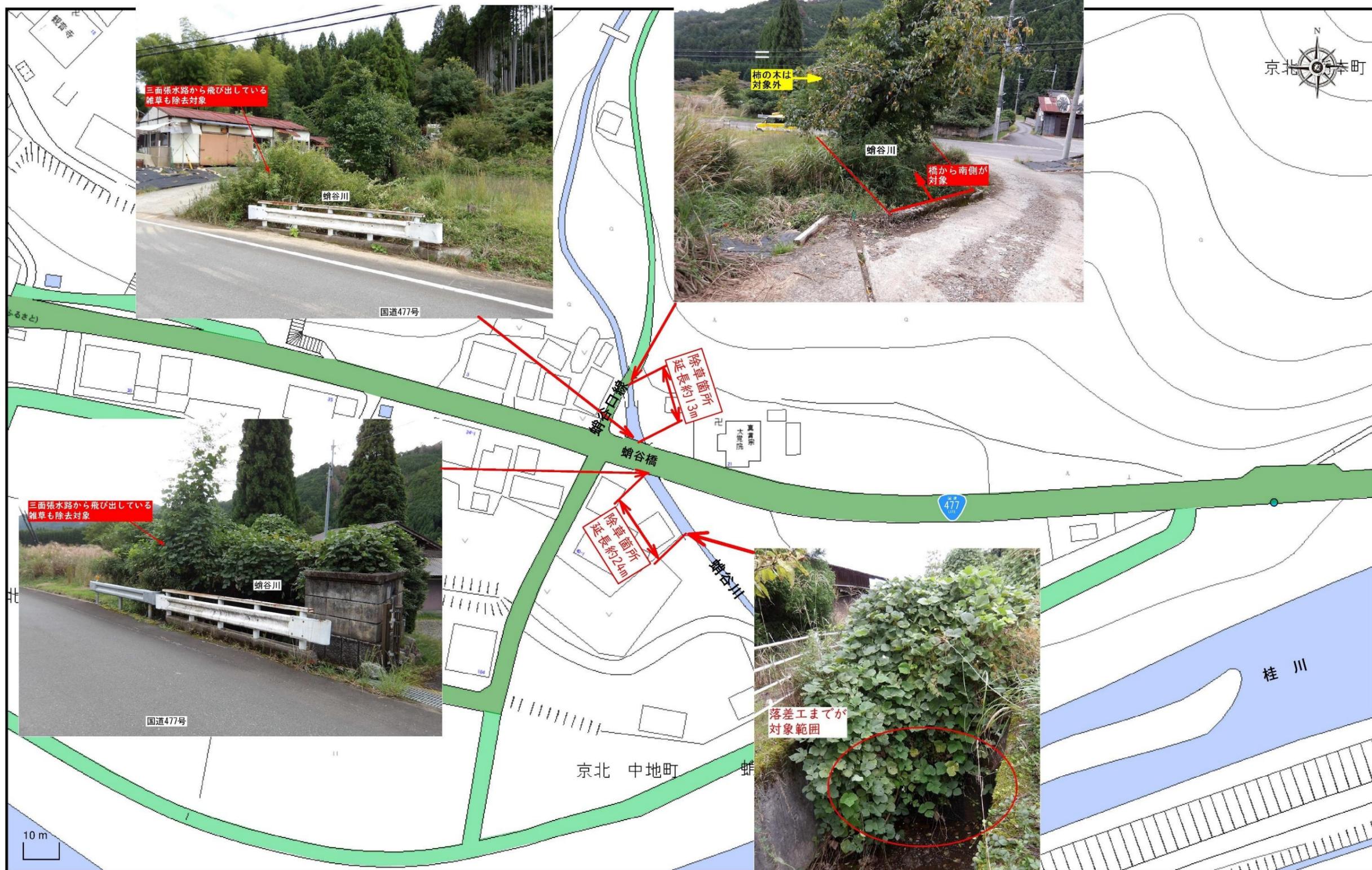
367

477

162

367

9



三面張水路から飛び出している  
雑草も除去対象

柿の木は  
対象外

橋から両側が  
対象

京北 中地町

三面張水路から飛び出している  
雑草も除去対象

除草箇所  
延長約1.3m

除草箇所  
延長約2.4m

落差工までが  
対象範囲

1 / 1000

# 現況写真【上流】



# 現況写真【下流】

